

令和6年度 第3回 児童福祉専門分科会 議事録

日時 2024年10月28日(月) 14時00分～16時10分

場所 明石市役所 議会棟2階 大会議室

○ 会議次第

1 開会

2 議事

第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

明石市社会的養育推進計画の改定について

3 その他

4 閉会

○ 出席者

委員

伊藤会長 稲垣委員 大上委員 河田委員 溜田委員 永富委員 前田委員
松本委員 山本委員

※藤林委員、山形委員は欠席

事務局

こども局

林こども局長 春田子育て支援部長 勝見子育て支援室長兼企画調整担当課長

松浦こども局次長(調整担当)兼子育て支援室子育て支援課長

秋末明石こどもセンター所長 小倉明石こどもセンター副所長

山本こども育成室長 伊藤こども育成室保育環境整備担当課長

今村こども育成室施設担当課長 宮下こども育成室利用担当課長

岡部こども育成室運営担当課長 岡本こども育成室事業担当課長

播本明石こどもセンター総務課長 足立明石こどもセンターこども支援課長

土井明石こどもセンターこども支援課総合支援担当課長

原明石こどもセンターこども支援課相談支援担当課長

新家明石こどもセンターこども保護課長

深見子育て支援室こども健康課長 上坂子育て支援室児童福祉課長

北迫教育委員会次長(指導担当) 和田教育委員会学校教育課長

福井子育て支援室こども政策課長 島田子育て支援室こども政策課係長

○ 会議内容

1 開会

会長

定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第3回明石市児童福祉専門分科会」を開会いたします。

9月24日の第2回に引き続きの会議となりますが、今回は「第3期子ども・子育て支援事業計画」における「全編」並びに「明石市社会的養育推進計画」における「計画の素案」が議題となっております。

それでは、会議の成立状況と配布資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

本日の会議の成立状況をご報告申し上げます。本日は、藤林委員と山形委員の計2名が欠席されていますが、過半数の委員が出席されておりますので、本会議は開催要件を満たし、成立いたしております。

次に、本日の会議の議題ですが、お手元の資料1枚目、会議次第をご覧ください。本日の議事は、「第3期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について」および「明石市社会的養育推進計画の改定について」の2点です。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

「資料1」は「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正箇所」です。

「資料2」は「同計画における「第1章 計画の概要」」です。

「資料3」は「同計画における「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」」です。

「資料4」は「同計画における「第3章 計画の基本的な考え方（基本理念・基本目標等）」」です。

「資料5」は「同計画における「第4章 量の見込み及び確保方策」」です。

「資料6」は「同計画における「第5章 計画の進行管理」」です。

「資料7」は「明石市社会的養育推進計画の改定について」です。

「資料8」は「同計画における「概要等について」」です。

「資料9」は現行の「明石市社会的養育推進計画」です。

「資料10」は今回改定する「明石市社会的養育推進計画（案）」です。

また、参考資料として、「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画」の冊子を及び「明石市こども総合支援条例」の条文をお配りさせていただきました。

資料は以上となります。配布漏れはございませんでしょうか。

2 議事

会長

議事、「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、事務局より資料1～6までの説明をお願いいたします。

事務局

(資料1～6までを説明)

会長

委員の皆様、事務局からの資料1～6の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

会長

では、私から発言させていただきます。

資料2の4ページ下段の図「子ども・子育て支援給付」ですが、新制度に移行していない施設や認可外保育施設を利用する児童への給付に関する記載がありません。それらは本内容に盛り込む必要はないのでしょうか。

事務局

いただいたご質問について、すぐの回答ができないため、調査をさせていただき、改めてご回答させていただきます。必要であれば追加記載をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

事務局から、「市内幼保小施設の連携」について、気になる児童のみを対象に就学相談等を実施していると説明がありました。我々としては、気になる児童を対象とした就学相談だけではなく、全児童を対象にした聞き取り等を実施していただきたいと感じています。保育施設では、児童が小学校へ進学後、担任が小学校を訪問し、児童の様子を確認する活動を実施しています。しかし、その前段階として、保育施設での取組を小学校の先生方にもご理解いただきたいと考えています。現実的に全児童を対象とした実施は難しいと考えられますので、小学校の先生方と一緒に課題を共有しながら、取り組みたいと考えています。

続いて、資料4の58ページ「②就学前施設と小学校との連携の推進」について、就学前施設での教育・保育と小学校の授業の相互参観や行事等の交流、幼保小連絡会、情報交換等を計画していただいています。就学前施設としても是非一緒に取り

組んでいきたいと感じています。

事務局

日常的な取組といたしまして、公立幼稚園・保育所では、校区ユニット会議があり、中学校区を1つの単位として、先生方同士の交流や授業参観を実施しています。加えて、私立の認定こども園等から小学校に進学する児童もいる中で、全施設を対象とすることは現実的に難しいと考えています。しかし、同じ1つの小学校に進学する児童ですので、各施設との交流は学校の課題として、検討していきたいと考えています。

委員

資料4の51ページに「⑤ヤングケアラーへの支援」について伺います。庁内関係部署や関係機関が連携しながら、と記載ありますが、これは医療機関も含まれているのでしょうか。自分の親に障害等があり、それを支えるためにこどもが学校へ行けないうヤングケアラーが問題になっています。このような問題は、外部からは発見しづらく、医療機関と情報交換を行う中で、通報してもらうなどといった対応が必要と考えています。

事務局

委員からのご質問について、資料2の5ページ下部に記載の通り、今後「こどもの生活実態アンケート」という内容でこどもたちにアンケートの実施を予定しています。これは、来年度以降に策定予定の「こども計画」に向けた取組であり、第3期子ども・子育て支援事業計画に反映できるかは不透明ですが、ヤングケアラーについても調査し、実態把握に努めていきたいと考えています。

事務局

ヤングケアラーへの対応について、ヤングケアラーのケースを担当する専門部署は本市にはありません。そのため、各部署が個々の対応を行っています。ケース全体の把握統括は地域共生社会室が務めており、ケースを把握したときに、庁内関係部署を集めて、対応を検討し、協議結果を基に各部署が対応する形となっています。ここで指す会議体は庁内関係部署で占められており、医療機関や医療関係者は含まれていません。

委員

2点伺います。

1点目に、資料4の45ページ「(1)こどもの意見を聴く」について、様々な方法が示されています。昨年度に「①こども・若者会議の実施」等を実施されましたが、開催頻度や参加人数、参加者の意見、参加者意見の政策反映への検討状況などを教えていただきたいと思います。

2点目に、資料4の49ページ「③児童養護施設等と連携した養育支援」について伺います。見守りが必要な家庭に対して、民間事業者等に委託して確認をしている、との記載がありますが、どのような民間事業者へ委託しているのか教えていただければと思います。

事務局

1点目の質問について、回答させていただきます。

「こども・若者会議」ですが、昨年度は「市民とつながる課」の所管で1回実施し、参加した人数は約30～40人と記憶しています。参加者意見に、「リサイクルボックスを設置しないか」というものがあり、この意見を基に、「Taco箱（タコバコ）」というダンボールなどリサイクル可能なものを回収する箱を庁舎内に設置しました。

今年度の「こども・若者会議」ですが、夏休み期間中に2回の実施を予定していましたが、1回目は台風で中止となり、2回目は9月に実施しています。参加人数は約10名程度でした。参加者意見には、「明石市は住みやすいまちだが、働き先がない。市内に居住しながら、市内で働きたい。」という意見がありました。これ以外にも子どもたちが考えている意見には斬新的なものも多く、これらを少しずつ取り入れていく、という話がありました。

事務局

民間事業者等への委託による見守り事業ですが、こども支援課で行っている事業としては、「支援対象児童等見守り強化事業」というものがあり、通称「はぐくみ訪問事業」と呼ばれています。本事業は、新型コロナの感染拡大時、学校が休校となることで外部との交流が途絶え、家庭内での虐待リスクが高まることが懸念されて開始された事業となります。事業内容としては、食事提供をツールとして保護者やこどもと面会を行い、相談に乗り、家庭状況の確認を行う形で見守りをしています。

受託事業者としては2つの団体があり、東部地域と西部地域でそれぞれ担当いただいている状況です。

事務局

こどもの意見聴取について補足をさせていただきます。先程、事務局から申し上げたのは「若者会議」を指しており、高校生や大学生などが参加者となる会議での意見となります。本会議とは別に「こども会議」という小中学生を対象とした会議も実施しており、「こども会議」の開催状況は、昨年で1回、今年は3回となっています。今年の「こども会議」では「海」と「遊び場」をテーマとして意見を聴きました。その中で出た意見には、「たき火をしてみたい」や「海で遊んでみたい」といったものがあり、今年開催するプレーパークにて、こどもの意見の実現に向けた取組を進めています。今後もこどもの意見を参考に、さまざまな形を検討していきたいと考えています。

委員

資料4の48ページ「①明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援」についてです。私は、公認心理師・臨床心理士として働いています。児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等と記載ありますが、「心理的検査」とも記載されているので、「心理師（士）」についても追記いただければと感じました。

同じく資料4の45ページ「①こども・若者会議の実施」についての提案です。現在は行政主導で参加者を募集し、開催されていると思います。今後は小学校・中学校毎で参加者を募り、自由に意見を言える場を設けていくのはどうでしょうか。参加校の中で良い取組を行った学校に対しては、表彰を行っても良いと思います。ご検討をお願いします。

事務局

資料4の48ページの「①明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援」について回答させていただきます。「心理師（士）」についての追加ですが、本記載内容は明石こどもセンター内の職員を指しています。「児童心理司」として働いている職員は、前提として公認心理師や臨床心理士の資格を保有しています。よって「児童心理司」の中に「心理師（士）」は含まれていると考えています。

委員

「公認心理師」は国家資格にもなっているので、記載いただいた方が、一般の方にも伝わりやすいと考えました。

事務局

明石こどもセンターとしても、必ずしも国家資格が必要だとは認識していません。児童相談所で働く「心理士」は「児童心理司」として働いているという認識のもと、記載の形になっています。

委員

はじめに、資料4の45ページの基本目標1「こども一人ひとりの意見を尊重」について、このような記載があり、とてもうれしく思いました。このようにこどもの人権が認められ、「こども一人ひとりの意見を聴く」ことが制度化されているのは有難いと感じます。

続いて、資料4の48ページ「②あかし里親100%プロジェクト」についてです。「ショートステイ里親」として位置付けて、リクルートを行っています」と記載があります。「ショートステイ里親」には多くの方からの応募があると思いますが、中には1度もこどもを預かった経験がない方もいらっしゃると思います。そのような方に「ショートステイ里親」を利用して、里親としての力量を上げていただくような努力をしていただければ有難いと感じました。

事務局

委員からご意見いただきました内容について、我々としても同様に考えています。「ショートステイ里親」として、短期間の養育経験を積んでいただき、それを活かして長期養育へつなげていく形は、我々としてもサポートしているところです。現時点でそのような方は多くはありませんが、家庭訪問等などの支援を通じて、長期養育を行う里親の増加に向けて取り組んでいきたいと考えています。

会長

それでは、議事、「明石市社会的養育推進計画の改定について」に移ります。事務局から資料7～10までの説明をお願いいたします。

事務局

(資料7～10までを説明)

会長

委員の皆様、事務局からの資料7～10の説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

委員

2020～2024年度にかけて、18歳未満人口は増えているにもかかわらず、代替養育を必要とするこどもの数が13人も減っています。この過去5年間の割合の平均を人口にかけて、2029年度の代替養育を必要とするこどもを73人と推計していますが、このような算出方法でよいのでしょうか。代替養育を必要とするこどもの数が減ったことの分析と、それから全国的に代替養育を必要とするこども数の推移はどうなっているのかご存じであれば教えてください。

また、計画の指標で明石市独自のものを検討されているのであれば教えてください。

事務局

ご質問の1点目についてお答えします。代替養育を必要とするこどもの数ですが、例えば、何らからの事情で3, 4人のお子さんが、幸いにして家庭に戻られることになると大幅に代替養育を必要とするこどもの数が減ります。また、4月1日を基準として数をとっていますので、学校卒業のタイミングで大きく数が増減することもあります。このように単年のある時点での数字を見ると、非常に上振れ、下振れして、なかなか、過去5年間という短期間で、代替養育が必要なこどもの傾向をとらえることが困難であると感じているところです。こども家庭庁によりますと、現在、全国で代替養育が必要なこどもは42,000人とされていますが、この20年間でみるとおおむね微減傾向です。

明石市の現状や全国的な状況を踏まえ、大きく減っていくとか増えていくとかは考えにくく、あらゆる突発的な事態に備える必要もありますので、現状から大きく変化させるという数字を取りづらかったというのが正直なところです。

事務局

ご質問の2点目についてお答えします。明石市独自の指標としましては、例えば、項目4支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組で、特定妊婦に対するサポートプランの作成率及び作成数を定めております。国の要領では助産施設の設置数が挙げられておりますが、支援の実効性を高めるため、このようなより具体的な指標を設定しています。また、項目8里親ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組で、里親子応援会議の実施回数を定めております。それ以外にも要保護児童地域対策協議会の実務者会議の開催回数なども独自指標として加えるべく検討中です。

委員

計画の項目4支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組ですが、最近、妊娠SOSのようなものが全国組織としてありますよね。赤ちゃんポストみたいなものをセッティングすることを神戸市ではやられていると思うのですが、明石市でも何か検討していますでしょうか。

事務局

まず、妊婦の全数調査をしているこども健康課が窓口になり、そこから支援が開始するという流れになるのですが、そこにつながらない妊婦についての相談については足りていない部分で、確かにもう少し検討が必要かと思います。

事務局

兵庫県と神戸市で、24時間365日の妊娠SOSの相談事業をしております。兵庫県民に対して実施している事業ですので、明石市においても、こども健康課で支援の必要な方に対して、この事業の啓発に努めていきたいと思っております。また、このような支援の内容について、担当課で相談して計画に盛り込むなども検討していきたいと思っております。

委員

資料10の47ページにある児童自立生活支援事業のⅡ型及びⅢ型とは何かを教えてください。また、児童養護施設を出たこどもへの自立支援で、こどもたちをアメリカに連れていき、英語を学ばせるという事業があります。これは、日本を外から見るよい機会になるし、文化の違いを知ることでもでき、こどもの自立に向けたグローバルな支援であると感じました。明石市においても衣食住の保障だけでなく、こども自身にアプローチするような支援があれば良いのではないかと感じました。

事務局

1点目の児童自立生活支援事業のⅡ型及びⅢ型についてですが、Ⅱ型は児童養護施設の枠、Ⅲ型は里親やファミリーホームの枠という形になっております。2点目については、留学という形かなとは思いますが。これまで、明石こどもセンターでは該当する事例がありませんでしたが、ご指摘のとおり、こども一人ひとりに応じた自立支援が必要だと思っております。ご紹介のようなグローバルな支援が必要になった場合は、そのこどもの状況に応じて、予算的な支出ができるかなども議論になろうかとは思いますが、可能な限り、こどもの福祉に合う支援が提供できればと思っております。

委員

令和4年の児童福祉法改正の大きな改正点に一時保護の司法審査の導入があり、これによって、児童の意見を聴取したものが裁判所の資料になるなど、児童相談所でも大きく業務が変わるかと思っておりますが、この点を計画で触れる予定があれば教えていただけますでしょうか。

事務局

委員がおっしゃるように来年の6月から一時保護の司法審査が始まりますので、明石こどもセンターでも準備を進めているところでございます。本計画には掲げておりませんが、こちらは全国の児童相談所が対応すべき事業ということで、義務化されておりますので、しっかりと対応して参ります。

3 その他

事務局

次回会議は 2025 年 2 月を予定しております。以下の内容についてご審議いただく予定です。

- ・第 3 期明石市子ども・子育て支援事業計画
パブリックコメントの結果報告、概要版・最終案の提示
- ・明石市社会的養育推進計画
パブリックコメントの結果報告、最終案の提示

4 閉会

会長

(会長閉会挨拶)